

はしがき

『監獄の誕生』⁽¹⁾が出版されて半世紀の年月がたとうとしている。この書物が犯罪と刑罰の研究に与えた影響は大きい。パリの「法と刑罰制度に関する社会学研究所 (CESDEP)」の「犯罪と社会 (Déviance et société)」誌やモントリオールの犯罪学研究所の「犯罪学 (Criminologie)」誌など、フランス語圏のこの分野の進歩的専門誌において、フーコーに関する引用のない号を探すのは、

(1) M. Foucault, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Gallimard, 1975 (ミシェル・フーコー (田村淑訳) 『監獄の誕生—監視と処罰—』(新潮社、一九七七年)。周知のごとく、翻訳は原書のタイトルと副題とを入れ替えている。以下、本書の引用は本文中の括弧内に原書の引用ページ数と訳書のそれ(漢数字)をその順に数字のみ併記する。なお、引用に際し、翻訳は必ずしも訳書によらない箇所がある。刑事法研究者による本書の評価としては、後に検討するもの他、小野坂弘「ミシェル・フーコーの権力論」『法社会学』四四号、一九九二、三五頁、およびこれに付された藤本哲也の討論、四六頁のほか、J. Prater, "Philosophie carcérale, technologie politique et criminologie clinique," RSC, 1976, p. 753 を紹介する恒光徹「ジャン・ピナテル」『監禁哲学、政治技術および臨床犯罪学』『岡山大学法学会雑誌』五一巻三号(二〇〇二)六八二頁、R. Gassin, "La connaissance des mouvements de la criminalité dans le temps," in: XXXIème Cours international de criminologie, *Connaitre la criminalité: le dernier état de la question*, Presses universitaires d'Aix-Marseille, 1983, p. 461 などを、討議の D. Szabo の発言参照 (ibid. p. 506)。村上直之「監獄改革における未完のプロジェクト—監獄の社会史をこえて」『監獄の現在』(法学セミナー増刊、総合特集シリーズ四二)、日本評論社、一九八八、九〇頁。

半世紀をへた現在でもそれほど容易な作業ではない。英語圏においても事情に大きな差はない。出版から一〇年をへて、「今日、フーコー抜きに刑罰と処遇について書くことは、フロイト抜きに無意識について語るようなものだ」と述べたコーエンの評価はいまも変わることはない。⁽²⁾

日本でも刑罰や社会統制を扱う論稿に『監獄の誕生』が引かれる例は少なくない。しかし、事情は少なからず異なり、特に、刑事法研究者の論稿は、フーコーの名とともに近代的自由刑の起源に関する代表的研究としてこの書物に言及しながら、その内容に立ち入ることがない。七〇年代後半から日本の刑事政策を長きにわたって牽引した宮沢浩一が、「法学セミナー」誌上に寄せた書評は、刑事法研究者がその内容を正面から紹介した数少ない例であった。ドイツ留学中に、若い社会学者を通じて知り、題名に刺激され刑事政策書として読み始め、晦渋さと難解さに辟易したこと、この書物は刑罰の歴史にその主題はなく、現代社会の体制を批判した思想書であり、結局、代案のない現状批判の弱さが目立つとの感想が、次のような記述に続けられていた。

著者の意図は分かる。冒頭で、一七七五年のダミアンに対する処刑の風景が当時の新聞記事などを用いて詳しく描かれ、読者に残忍な情景を印象づけ、一転して、一九世紀中葉のパリ少年感化院の無味乾燥な規則が掲げられる。叙述は、かつての「身体刑」の実態から、次第にそれが拘禁と監視のシステムへと変形してゆく推移を具体的に示し、政策転換の理由づけとしての「ヒューマニズム」の役割を描く。⁽³⁾

率直な所見ではあるが、その評価には違和感を禁じえない。フーコーは「身体刑」の衰退と監

獄の登場を一八世紀の「ヒューマニズム」の興隆に求める伝統的な説明に与したことなどない。逆に、七〇年代初頭、「監獄調査団」による聞き取り調査を通じて監獄の悲惨な実情とその「非人間性」を現場で知り、彼は、なぜ近代の刑罰が監獄という形態をとったのか、なぜ「拘禁」という措置が刑罰の方法となったのかを問い返したからである。半世紀も前の短かな文章をあえて云々するのは、実は、宮沢の理解が、現在もこの国の刑事法研究においては一般的であるからだ。「監獄の誕生」の引用の多さに比較して、その内容の検討がきわめて貧弱な理由もこの辺りにある。

しかし、そうした検討は、これまでの刑罰政策の根幹にあった「懲役」「禁錮」を廃し、新たに「改善更生」を目的に謳う一元化された「拘禁刑」を導入したこの国においてこそ求められよう。なぜなら、この「拘禁刑」において、刑法新二二条三項に規定された「作業」や「指導」が「刑の内容」を構成するか否かさえ明らかにできず、ニーチエが述べたとおり、「そもそも何のために刑罰を科すかがわからなくなっている」からである。

ニーチエは『道徳の系譜学』において概ね次のような議論を展開した。まず、例えば、自由刑で使用される「拘禁」（あるいは「監禁」、「幽閉」という方法は、それが刑罰に採用されるかなり

(2) S. Cohen, *Visions of social control*, Polity Press, Cambridge, 1985, p. 10.

(3) 宮沢浩一「書評『監獄の誕生』」『法学セミナー』一九七八年四月、一五一頁。

前から存在していた。そして、ある一定の社会的文脈のなかで、この「拘禁」という方法が刑罰に導入され、自由刑という一つの「刑罰方法」として整えられた。ところが、ひとたび自由刑という刑罰が使用され始めると、その執行に多大な費用を要するだけに、その効果に関心が向かう。また、刑罰である以上は受刑者に意図して一定の害悪を賦課することが通例であるために、これを正当化する根拠も問われる。それゆえ、時々の社会的関心と政治的要求の変化とともに自由刑に与えられる「刑罰目的」は多様に変化し、堆積する。彼は、この「刑罰目的」が「どれほどま

で不確かで、あとからつけ足したものであり、偶然的なものであるか」を指摘する。一つの方法がまったく異なる複数の目的のために利用される状況があるからだ。

これまで、この国の刑事法学において、刑罰を論じることは「刑罰目的」を論じることであったが、現在の刑罰に与えられる「特別予防」、「一般予防」、「被害回復」、「隔離」、「威嚇」、「応報」、「無害化」、「排斥」、「教育」、「矯正」、「保護」等々の堆積した「刑罰目的」から、一つを選んだり、それを別のもので置き換えたりすることはできないし、これらの「目的」の一つを根拠に現実の刑罰の運用を合理的に作り上げることができない。ニーチェの言うように「刑罰方法」(監獄や刑務所)が「刑罰目的」(特別予防、一般予防等)のために発明されたと考えるのは、「手というものが、物を掴む目的で発明された」と考えるのと同じことになる。⁽⁴⁾

それゆえ、刑罰制度の現在の「目的」と効用を仮によく理解できたとしても、「拘禁」という「方法」が刑罰に採用された理由も、その「方法」がいわば刑法の外で、それ自体のうちに持ち得た意味作用も理解したことにはならない。⁽⁵⁾ 刑罰研究は従来の「刑罰目的」中心の検討から「刑

罰方法」を視野に含めた検討へ転換が求められるべきである。「監獄の誕生」を改めて検討すべき理由である。

さて、一九八四年のフーコーの死後、多くの出版が行なわれた。未公刊のテキストやあまり知られていなかったテキストも現れ、いわば大きな地平が見えはじめてきた。九四年の *Dis et ecrits* 『ミシェル・フーコー思考集成』の出版によって、内容の濃いテキストのほぼすべての利用が可能となった。それは、フーコー自身が直接関与したテキスト(宣言、インタヴュー、序文…)、研究に関するテキスト(論文、インタビュー)であるが、書物になった仕事とは別に、そこには豊潤な企図がわかりやすい言葉で語られている。これに公刊されたコレージュ・ドゥ・フランスでの講義録が加わる。よく言われるようにフーコーの講義は書物を熟成させる実験室であったことがわかる。七三年に公刊されたビエール・リヴィエールの記録も忘れてはなるまい。⁽⁶⁾したがって、

- (4) ニーチェ(中山元役)『道徳の系譜学』光文社古典新訳文庫、二〇〇九年、一四四―一四五頁。
- (5) « Interview de Michel Foucault » (entretien avec C. Baker), *Dis et écrits*, tome IV texte n° 353, p. 693-694 『ミシェル・フーコーに聞く』『ミシェル・フーコー思考集成』X、一九三―一九四頁。なお、以後、*Dis et écrits* I-IV (『ミシェル・フーコー思考集成』I-X)からの引用は、Dで示し、巻数、文献番号、翻訳表題、原書ページ数、訳書巻数、頁数(漢数字)のみで示す。
- (6) Moi, Pierre Rivière, avant égorgé ma mère, ma sœur et mon frère... Archives, Gallimard-Juliard, 1973 (『ミシェル・フーコー編著、慎改康之他訳』『ビエール・リヴィエール／殺人・狂気・エクリチュール』河出文庫、二〇一〇年)。

『監獄の誕生』についての読み方もこれらの資料とともに深化させるべき時期にある。

そうした環境の変化のなかで、刑事法領域の外では、フーコー研究はこの数年で長足の進歩を遂げている⁽⁷⁾。そして、その関心は一九七〇年代後半から八〇年代のフーコーがいわゆる権力論から統治論への展開をたどるなかで、権力論が統治と主体という概念を組み込んでいく過程と、彼の統治性分析に向かっている。その意味で、『監獄の誕生』に関する関心はすでに過去のものとなつていふようにも思われる。しかし、分析の対象とされた犯罪と刑罰という当の領域において、『監獄の誕生』は、残念なことに、この国の半世紀の刑罰実務に何の変化ももたらしてはいない。それは、日本の刑務所内の規律と諸外国のそれとを比較するたびに痛感する質的な違いだ。消化されていない食物が栄養となることはない。『監獄の誕生』をどのように消化するかが問われている。

本書では、特に、第二章において『監獄の誕生』を理解する作業に力を注いだ点に特色がある。いわば、それは解説にすぎないのだから、研究の独創性に欠けるとの批判を受けることにもなるが、筆者としては行つておくべき作業と考えた。流れるような華麗な原文ではあるが、これをひとたび日本語に置き換えようとするとその作業にはたいへんな労力が求められる。したがって、訳者への敬意を何重にも表するものである。ただ、多少ともフランスの刑事司法を見聞きしてきた者からすると、気にかかる点もいくつかある。例えば、「抑圧 répression」は、書物の一つの鍵概念ではあるが、何度か繰り返される *judge répressif* は「刑事裁判官」を意味しているはずで、

決してその裁判官が抑圧的なわけではない。問題は、この「抑圧」という言葉と「刑罰」という言葉の重なりをどう理解するかにあるのだろうか。

第三章以降は、『監獄の誕生』での議論をヒントに、犯罪学および刑事政策学等の領域でのこれまで検討を、⁸⁾『監獄の誕生』をどのように読むかという観点から改めて整理したものである。

本書の出版には、龍谷大学研究部西村和保氏、法律文化社前社長田摩純子氏および畑光氏の援助をえた。記して謝意を示したい。なお、本書の出版には、二〇二三年度龍谷大学出版助成をえた。

二〇二四年二月

赤池一将

(7) 例えば、最近の代表的な業績として、小泉義之他編『フリーコー研究』岩波書店、二〇二一年など。

(8) 赤池一将「犯罪学の規定構造―ラディカル・クリミノロジーを超えて」西原和彦ほか編『現象学的社会学は何を問うのか』勁草書房、一九九八年、二九〇頁以下、「監獄の誕生」を読む―刑事法学からのアプローチのために―森下忠ほか編『日本刑事法の理論と展望』下巻、信山社、二〇〇二年、五三五頁以下、「フリーコー」「監獄の誕生」と「犯罪性」概念について『法学新報第一一〇巻第三・四号(二〇〇三)』一頁以下、「監獄の誕生」にみる「犯罪性」という自明性について『年報社会科学基礎論研究第四号(二〇〇五)』一七三頁以下、「危険性」の系譜と新しい刑罰装置について『龍谷法学第四二巻第三号(二〇一〇)』四〇八頁以下、「刑事政策理念と犯罪予防」『犯罪社会学研究第四六号(二〇二二)』二二頁以下等。